

## BEPSプロジェクトと我が国税制の対応について

令和7年1月20日に発足した米国トランプ政権は、政権発足の初日に「OECD Global Tax Deal」に関する大統領令に署名し、OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development :経済協力開発機構) が主導してきた新たな国際課税の枠組み（電子経済の発展への対応・第1の柱（Pillar 1）及び第2の柱（Pillar 2））の議論から事実上の離脱を指示しました。

その一方で、我が国では、令和7年度税制改正で、第2の柱（Pillar 2）「グローバル・ミニマム課税（最低税率15%）の導入に係る制度の整備を完了する予定である等、BEPS（Base Erosion and Profit Shifting :税源浸食と利益移転）プロジェクトに沿った国内法制化等の対応が進んでいます。今回は、その状況を確認したいと思います。

BEPSプロジェクトの行動計画	我が国の対応	税制改正年度
行動1 電子経済の課税上の課題への対応	電子商取引に係る国外事業者への消費税課税（仕向地主義を導入）	平成27年度
	第1の柱（Pillar 1）市場国への新たな課税権の配分、利益A（多国籍企業が活動する市場国に対して、恒久的施設（PE）の有無にかかわらず、新たな課税権を配分する国際課税原則の見直し）と利益B（市場国で行われた基礎的販売・マーケティング活動について、独立企業原則にもとづき一定の課税権を市場国に保証）（多国間条約の発効が必要）	
	第2の柱（Pillar 2）グローバル・ミニマム課税の創設（所得合算ルール（IIR : Income Inclusion Rule）の導入）	令和5年度
	第2の柱（Pillar 2）グローバル・ミニマム課税の整備完了（軽課税所得ルール（UTPR : Undertaxed Payment Rule）、国内ミニマム課税（QDMTT : Qualified Domestic Minimum Top-up Tax）を法制化）	令和7年度
行動2 ハイブリッド・ミスマッチ取扱いの効果の無効化	相手国で損金扱いとされている配当に対する受取配当益金不算入	平成27年度
行動3 外国子会社合算税制の強化	既存の外国子会社合算税制の強化、ペーパー・カンパニーの範囲の見直し	平成29年度
行動4 利子控除制限	既存の過大支払利子税制の厳格化（純支払利子のうち調整所得金額の50%超損金不算入を20%超に縮減、非関連者への支払利子も規制対象に追加）	令和元年度
行動5 有害税制への対抗	既存の枠組みで対応	
行動6 条約濫用の防止	BEPS防止措置実施条約で対応（平成31年1月発効）	
行動7 人為的な恒久的施設（PE）認定回避	恒久的施設（PE）認定の人為的回避の防止（恒久的施設概念の拡大（特に支店PE、代理人PE））	平成30年度
行動8-10 移転価格税制と価値創造の一貫性	評価困難な無形資産取引への対応 (独立企業間価格の算定方法にDCF法を追加、評価困難な無形資産取引に「所得相応性基準」概念を導入)	令和元年度
行動11 BEPS関連のデータ収集・分析方法の確立	OECD等で対応	
行動12 タックス・プランニングの義務的開示	法改正の要否を含め検討	

BEPSプロジェクトの行動計画	我が国の対応	税制改正年度
行動13 多国籍企業情報の報告制度（移転価格税制に係る文書化）	多国籍企業に係る移転価格文書化の法制化（マスターファイル、ローカルファイル、国別ファイル）	平成28年度
行動14 より効果的な紛争解決メカニズムの構築	既存の枠組みで対応 BEPS防止措置実施条約で対応（平成31年1月発効）	
行動15 多国間協定の開発	BEPS防止措置実施条約で対応（平成31年1月発効）	

行動1電子経済の課税上の課題への対応の第1の柱（Pillar 1）市場国への新たな課税権の配分の利益Aについては、今回のトランプ大統領令によって多国間条約の実現はほぼ不可能となりました。その結果、OECDにおける交渉の進展を前提として凍結されている各国独自のデジタルサービス税（DST：Digital Service Tax）の導入の動きやそれに対する米国の関税引き上げなどの報復措置が取られる可能性が想定されます。

今後の我が国対応としては、行動1電子経済の課税上の課題への対応の第1の柱（Pillar 1）市場国への新たな課税権の配分の利益B部分について、制度を導入するのか。また、米国が第2の柱（Pillar 2）からも実際に離脱した場合に、我が国のグローバル・ミニマム課税制度の実施を米国とどのように調整していくのか。そして、行動12タックス・プランニングの義務的開示にどのように対応していくのか等が焦点になりそうです。

これからも米国トランプ政権の動静とOECDのBEPS包括的枠組み（Inclusive framework on BEPS）に参加している国・地域がどのように対応していくのかに注視していく必要があるとともに、我が国が、この先どのようにBEPSプロジェクトに対応する税制改正を行っていくのか、引き続き注目していきたいと思います。

（国際特別委員会副委員長 渡邊 弘一）

### 【参考文献】

- ・川田剛『基礎から身につく 国際課税』（一般財団法人大蔵財務協会、令和6年）
- ・金融調査研究会「第1章 今後の国際課税制度のあり方」
- ・PwC税理士法人 デジタル経済課税対策チーム「米国トランプ政権による「OECD Global Tax Deal」に関する大統領令の発出—デジタル課税第1の柱/利益Aへの影響、及び第1の柱/利益Bに関する最新動向についてー」